

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県はん用機械器具、生産用機械器具、**  
**業務用機械器具製造業最低賃金専門部会**  
**第4回会議 議事録**

- 1 日 時 令和7年10月21日（火）午後0時55分～午後2時30分
- 2 場 所 島根労働局 専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席2名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金専門部会第4回会議を開会します。

それでは、できれば本日の結審に向けて、よろしくお願いします。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第1枚をお配りしております。以上です。

【部会長】 事務局から、委員の出席状況と会議の公開状況について報告してください。

【係 長】 報告いたします。本日は、労働者側石倉委員から欠席の連絡をいただきておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は、定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示をいたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開としております。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

会議次第2の金額審議に入ります。

前回の労働者側委員からは、71円の引上げ額で1,139円の提示がありました。いっぽう使用者側委員からは、引上げ額30円で1,098円の提示がありました。

労使それぞれご検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方からご意見をいただき、できれば本日の結審に向けて金額審議を深めたいと思います。

よろしくお願いします。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向かまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

【部会長】 それではこのあとは、労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 それでは、会議を再開します。

審議も尽くされたようですので、専門部会としての結論を出したいと思います。

66円引上げということで、労側、使側ともご異議ありませんでしょうか。

( 異議なし )

【部会長】 公益の委員の皆様もよろしいでしょうか。

( 異議なし )

【部会長】 発効日については、法定どおりということで、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

【部会長】 それでは、合意に達しましたので、本専門部会として、全会一致で66円引上げという結論で決議されました。

結審しましたので、その結果を本審議会に報告するために「専門部会報告書」を作成します。

また、第444回本審議会において、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが議決されていますので、「専門部会の決議をもって本審議会の決議とする」ことになります。

よって、結審した内容で答申しますので、併せて、答申文を作成します。

事務局で専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成してください。

(専門部会報告書（案）及び答申文（案）を作成)

【部会長】 事務局から、専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付してください。

(専門部会報告書（案）及び答申文（案）を配付)

【部会長】 それぞれの案についてご質問ござりますか。

( なし )

【部会長】 それでは最初に専門部会報告書（案）について決議します。専門部会報告書（案）にご異議はありませんでしょうか。

( 異議なし )

【部会長】 ご異議がないようですので、専門部会報告書については案のとおり、全会一致で決議されました。

それでは、専門部会報告書の「案」の文字を消してください。

続いて、答申文（案）について決議します。答申文（案）に、ご異議はありませんでしょうか。

( 異議なし )

【部会長】 ご異議がないようですので、答申文については、案のとおり、全会一致で決議されました。答申文の「案」の文字を消してください。

それでは、答申します。

(部会長から基準部長に答申文を手交)

【基準部長】 労働基準部長の河野でございます。局長の岩見に代わりまして、一言ご挨拶させていただきます。

ただいま藤本部会長から、専門部会で慎重に金額審議を重ねた結果、全会一致での結論に達し、プラス 66 円の改定との答申を賜りました。

今年度も物価や原材料費の高騰等取り巻く情勢は非常に厳しく、難しい審

議であったかと思いますが、使用者側代表委員並びに労働者側代表委員の皆様方がそれぞれの立場に立ちまして、労使協調して島根県の将来を考え、この島根県にふさわしい特定最低賃金となるようお互い歩み寄りを見せていただきました。そのご努力に深く感謝申し上げます。

また、労使の間に入り、公労、公使協議を重ねて、この着地点に粘り強く導いてくださいました公益委員の皆様方にも、そのご尽力に対しまして深く感謝の気持ちを表する次第でございます。

本日は全会一致でのご答申をいただき、誠にありがとうございました。

**【部会長】** それでは、会議次第3、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

( なし )

**【部会長】** 事務局から何かありますか。

**【室 長】** ただ今、答申をいただきましたので、今後の事務手続きについて説明させていただきます。

先ほど、答申をいただきました島根地方最低賃金審議会の意見を本日公示します。審議会の意見について、関係労使からの異議の申出を文書で11月5日水曜日までに提出していただくよう求めることになります。

異議の申出がありましたら本審を開催して、ご審議していただく手続きをとります。

また、異議の申出がない場合は、官報公示等発効手続きを事務局において行い、先ほど法定どおりということでございましたので、最短で令和7年12月19日金曜日に効力発生予定となりますのでよろしくお願いします。以上です。

**【部会長】** 本専門部会の任務は終了しました。9月5日開催の第444回本審において決定していますとおり、審議会令第6条第7項により、当専門部会は、廃止します。ありがとうございました。

それでは以上をもちまして閉会します。お疲れさまでした。